

令和2年第7回定例会

# 江東区教育委員会会議録

令和2年7月21日（火）

江東区教育委員会

## 令和2年第7回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和2年7月21日（火）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和2年7月21日（火）午前10時32分
- 3 開会場所 江東区教育センター（大研修室）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、橋本俊雄（教育長職務代理者）、  
進藤孝、鈴木清人
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、  
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、大町学務課長、  
伊藤指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、  
堀越教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、  
栗原江東図書館長、佐久間主任指導主事
- 6 議題
  - 日程第1 議案第41号 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
  - 日程第2 議案第42号 江東区学校運営協議規則
- 7 報告事項
  - (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
  - (2) オンライン相談の実施について
  - (3) （仮称）江東区立図書館ビジョンの策定について
- 8 審議概要

本多教育長 それではただいまより、令和2年第7回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議に、眞貝委員より欠席の届出がありましたので、御報告をいたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。橋本委員、進藤委員をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1、議案第41号、江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第41号、江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正す

る規則。

上記の議案を提出する。

令和2年7月21日、提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

伊藤指導室長      それでは、資料1を御覧ください。江東区立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてです。

改正の内容について御説明いたします。新型コロナウイルス感染症対策として、江東区立学校の臨時休業を実施した影響を鑑み、冬季休業期間について令和2年度に限り変更を行います。

江東区立学校の管理運営に関する規則第3条の2、第3項の夏季休業日の後に、「冬季休業日は12月26日から1月3日まで」と加えます。

説明は以上でございます。

本多教育長      本案について質疑に入ります。

鈴木委員      夏季休業日及び冬季休業日を短縮することによって、授業時間をどのぐらい確保する予定でしょうか。

伊藤指導室長      夏季休業日につきましては授業ベースで12日、また、冬季休業日については4日間です。給食の提供も行いながら授業を確保いたします。

本多教育長      ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本多教育長      では、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本多教育長      御異議ありませんので、これを決定いたします。

続きまして、日程第2、議案第42号、江東区学校運営協議会規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長      議案第42号、江東区学校運営協議会規則。

上記の議案を提出する。

令和2年7月21日、提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

河野地域教育課長      恐れ入ります、議案第42号について御説明をいたします。

本件につきましては、さきの第6回の定例会におきまして、これまでの検討経過等を含めまして、御報告させていただきました。

恐れ入ります、議案書及び資料2を御覧願います。

まず、1の「制定の趣旨」でございますけれども、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）につきましては、学校と地域住民や児童の保護者などが、学校運営に関する基本方針の承認や学校運営をめぐる諸課題を共有し、そのために必要な支援等について協議をする合議体の機関であり、本区におきまして当該制度で導入を進めるべく新たに規則を制定するものでございます。

2の「根拠法令」につきましては、記載のとおり「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第47条の5となるものでございます。

3の「これまでの経過」でございますけれども、昨年11月に制度導入に向けた検討会を立ち上げまして、その後、検討を進めてまいりました。さきの7月半ば開催の検討会におきまして、規則案の承認がなされたところでございます。

4の「主な内容」でございます。繰り返しになりますけれども、学校運営に関する基本的な方針の承認であるとか、学校運営等に関する意見の申し出、あるいは評価を行うことを定めたもので、議案書にありますとおり、全体で19の条文から成るものでございます。

5の「施行日」でございますけれども、令和2年10月1日としてございます。

6といたしまして、今後の予定を記載しております。

説明は以上でございます。

本多教育長 本案について質疑願います。

では、私から。先日、検討委員会が開かれたということですが、その検討委員会の中で出た主な意見というか、そういったことがあればお聞かせいただきたいと思えます。

河野地域教育課長 これにつきましては、各委員からいろいろ御意見をいただきました。まず、導入についてはしかるべき、行うべきという意見が大勢を占めてございますけれども、前回の委員会でもありましたとおり、地域差、これがあるだろうと。ですので、実際いろいろな意見を言う方なんかもあるだろうし、また、学校運営に当たっては学校に任せてほしいというところもあるやもしれないと。ただ、全体的な制度として導入をすべきということで、御承認をいただいております。

ですので、例えば何年度までには何校に導入をするとか、そのような数値目標は今回、特に設けてございません。ですので、その地域の学校もしくは地域全体の環境だとか状況等が整ったところから、順次、導入をしていくべきということを今、考えてございますので、具体的な年度

間の年次計画等については、こちらとしては持たない、持っていない状況でございます。

そのような意見が先日の検討委員会ではございました。全体としては承認を得てございます。

以上です。

本多教育長 分かりました。地域差に応じて、江東区の地域のよさというのが様々ありますので、そこを踏まえてやっていこうということだと思います。

それ以外にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 それでは、お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

報告事項1、新型コロナウイルス感染症の対応についてを事務局より説明願います。

武越事務局次長 私から、新型コロナウイルス感染症の対応について御報告をいたします。資料3を御覧ください。

まず、区立学校教職員における新型コロナウイルスの患者発生についてでございます。

1ページに記載のとおり、先月、区立小学校の教職員AとBについて、感染が確認されました。Bにつきましては3のとおりですが、保健所の調査により、他の教職員全員と児童の一部が濃厚接触者とされたところでもあります。このため、濃厚接触者はPCR検査を受けるとともに、2週間の自宅待機となりましたが、今回は教職員全員が自宅待機となってしまうことから、7月10日までの学校の臨時休校を決定したところがあります。

3ページを御覧ください。

ここでは、同学校で濃厚接触者となり検査を行った者のうち、教職員CとDの2名の感染が新たに確認されたものであります。この2名の場合は症状はありませんけれども、検査日2日前に当たる26日金曜日に勤務をしているため、この日にこのCとDの教職員と接触した児童、こちらは濃厚接触者となるため、PCR検査を実施いたしました。

学校は、さっき申し上げましたけれども、7月10日まで休業措置を行っているところでもあります。

なお、当該学校は4名の教職員の感染が確認されたということで、休業措置を行ったことから、今回は濃厚接触者以外でも、希望する児童に対してPCR検査を実施しております。

次に、5ページをお開きください。

本件は、区立中学校の生徒1名の感染が確認されたもので、この生徒と接触した一部の生徒が濃厚接触者としてPCR検査を受け、自宅待機としましたが、濃厚接触者が限定されているため、学校は通常どおり運営をいたしたところであります。

学校の感染関係の報告は以上であります。

次に、7月10日に開催された区の新型コロナウイルス対策本部の内容について御報告します。6ページを御覧ください。

区役所の職員に感染疑いが生じた場合、つまりは罹患者の濃厚接触者である、またはPCR検査を受けた、または症状があるなどの場合は、事故欠勤として自宅待機となります。これはこの表でAになります。

その職員と接触があった職員はBとなりますけれども、勤務は要するものの、Aの職員の検査の判定が出るまでは、執務室ではなく会議室などの別室で執務をすることといたしております。

教育委員会事務局の職員もこの対応となりますので、よろしく願いいたします。

7ページを御覧ください。

こちらは、区として、新型コロナウイルス感染者が発生した場合の外部公表の取扱いについて記載した資料となっております。

基本的な考え方としては、2の(2)の1つ目の丸にありますとおり、区関係施設で罹患者が発生した場合は、外部に公表するとしております。これまでは、資料の一番下の四角の枠内の(1)のように、施設の閉鎖を行わない場合、例えば学校の場合、休業措置をしない場合は公表は不要でしたけれども、今後は学校を休業しなくても、児童・生徒や教職員に感染者が発生した場合は公表するという対応に整理されております。

この資料の5ページは、一部の生徒を出席停止とし、その他は通常授業としたケースになっておりますけれども、今、申し上げた考えを基に対応しております。

なお、学校関係の公表の仕方につきましては、教育委員会としては今後、本資料の1から5ページのような対応をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いします。

私からの御報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

進藤委員 江東区ではPCR検査をどこで、どのような形で行って、検査結果はどのような方法で個人的に発表するのかどうなのか、その辺を教えてください。

大町学務課長 PCR検査についてのお尋ねでございます。今回、学校で患者が発生

した際のことで御回答差し上げます。

まず、学校において患者が発生した際に、保健所が実際に学校に聞き取りに入りまして、濃厚接触者の特定を、これは保健所の判断でいたします。そこで、濃厚接触者と特定された教員や児童生徒につきましては、江東区保健所がPCR検査の実施をいたしました。

会場につきましては、学校の場合もありますし、あるいは保健所が指定する場所ということもございます。

検査の結果につきましては、保健所が検査機関に提出をいたしまして、それが戻ってくると、保健所から我々に伝達があるわけですが、その期間につきましては実際の検体数等によって、今も早くなったり遅くなったりということがございます。いつまでにということで、2日後なのか、3日後なのかということについては、現状の検体数等によって様々となってございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

進藤委員 分かりました。ありがとうございます。

本多教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」呼ぶ者あり)

本多教育長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2、オンライン相談の実施についてを説明願います。

堀越教育支援課長 恐れ入ります、資料の4を御覧いただきたいと思えます。

オンライン相談の実施について御説明いたします。感染症の拡大等の緊急事態の下でも、切れ目のない支援及び相談を可能とする体制を実現するために、教育支援課及び教育センターにおいて、オンライン相談を実施するものでございます。

1の目的でございます。緊急事態宣言下においては、家庭訪問や面談等の実施を制限せざるを得ない状況でありました。実際に、こどもや保護者等の表情を見ながらの状況把握が重要であるため、今後、第2波、第3波への備えを想定して、緊急時にも継続的な支援や相談を可能にするオンライン相談体制を構築するものでございます。

2の実施内容でございますが、まず、教育支援課のスクールソーシャルワーカー、そして、教育センターの心理相談員にタブレット端末及びWi-Fiルーターを配備して、家庭訪問や面談等に代えて、ウェブ会議機能を活用した面談を実施するものでございます。

加えて、(2)のところで、支援に必要なケース会議であるとか関係者会議等についても、ウェブ会議機能を活用して、必要に応じて適宜実

施することを可能とするものでございます。

3の実施期間でございますが、令和2年8月下旬から開始予定でございます。8月21日に開催される個人情報保護審議会の承認を得た後に、正式にスタートをしたいと考えています。本事業の実施に際しては、どうしても個人情報を取り扱う関係上、きちんと法的な裏づけをとって進めたいと思います。

以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

橋本委員 これは、人数がどのぐらいでやられるのかということと、あと、時間帯ですね、朝から夕方までやるのか。多分、殺到したり、人数が多かったりすると対応がどんな感じで、順番の取り方とか、その辺はどういうふうにするのか、教えていただければと思います。

堀越教育支援課長 まず、スクールソーシャルワーカーが関わっている家庭に非常に困難を抱えている子どもやあるいは保護者自身については、学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーが関わりますので、フリーに入ってくるということはまずありません。現在、受け持っている子どもたちは、昨年度実績だと年間で198人。おおむね200名ぐらいの子どもたちがいて、その対象者との面談の中で、現在は携帯電話でやり取りをしながら相談をして、電話をするという仕組みのところ。完全に予約制となっておりますし、限定された子どもというところで、御報告させていただきます。

スクールソーシャルワーカーは5名います。あとは、児童相談所とかケース会議等が関わってくるので、担当指導主事1名にも端末の配備を行っていて、お互いに連携を取りながら、自宅からでもできるということで進めております。勤務時間内で全て、対応するように指示を出しています。

教育センターの支援相談員につきましては、現在は1コマ45分で、完全予約制で実施しておりますので、そのところで、センターに来られない状況でも連絡を取りながら、予約を行っております。こちらについても、30分までの完全予約のコマの中で進めているところです。

以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。

橋本委員 ありがとうございます。

本多教育長 ほかにいかがでしょうか。

切れ目のない支援という部分で、進めていくところで非常に重要なことなので、今、委員からもありましたけれども、非常にニーズの高いものだと思いますので、適切に進めていくことが大事かと思っております。

鈴木委員 期間ですけど、8月の下旬から開始して、いつまで実施する予定ですか。

堀越教育支援課長 これは年間を通して実施するものであります。端末については購入ということで、この後ずっと使える形になります。ルーターについては年間契約になっておりますので、年度ごとに予算措置をして契約する形になります。

本多教育長 よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

本多教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 それでは、本件を終了いたします。

続きまして、報告事項3、(仮称)江東区立図書館ビジョンの策定についてを説明願います。

栗原江東図書館長 それでは、(仮称)図書館ビジョンの策定につきまして御説明いたします。資料の5を御覧ください。

本件は、本年2月に開催されました第1回教育委員会臨時会にて、図書館サービスの今後の方向性を示す(仮称)図書館ビジョンを策定する旨、御報告させていただきましたが、今月より策定に向けた取組を開始いたしましたので、改めて今後のスケジュールや策定に向けた考え方について、御報告させていただきたいと思っております。

1、策定の趣旨でございますが、社会環境の変化により、区民が生活していく上での課題は多岐にわたり、身近な情報拠点である図書館に求めるニーズもまた多様化しております。このような状況を踏まえ、求められるニーズや課題にどのように応えていくか。これらを検討し、図書館サービスの在り方や方向性を明らかにするため、ビジョンを策定するものでございます。

区立図書館では、指定管理者の導入に伴う開館時間の延長や月曜開館の実施など、サービス向上に努めておりますが、図書館運営の変革期である今、改めて図書館に求められるニーズや課題、これらを整理し、時代に適合した品質のよい図書館サービスにつなげてまいりたいと考えてございます。

次に、2、今後のスケジュールでございます。コロナの影響により、当初想定したスケジュールに変更が生じておりますが、策定期期につきましては予定どおり、来年3月の策定を目指し、検討を進めてまいります。

次に、3、懇談会についてであります。本ビジョンの策定に当たっては、広く意見等をいただくため、裏面に記載のとおり、区民及び代表有識者、または図書館関係団体や利用関係者などから構成される懇談会を設置しまして、そこでいただいた意見等を尊重しながら、教育委員会の管理職で構成される策定委員会にて、ビジョンの策定の検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、懇談会につきましては、先週、7月14日火曜日に第1回を開催したところでございます。

次に、A3の別紙、策定方針についてを御覧ください。

こちらの資料は、これから策定するビジョンの位置づけやレベル感、こういった部分を明確化していきたいのかという概要を記載した資料となります。

左上を御覧ください。江東区長期計画ということで、生涯にわたり学習できる環境の充実という施策の中で、図書館サービスを充実させることを明記しております。

具体的には、中央館と地域館が連携し、利用者の利用機会の拡大を図る。地域性を踏まえた特色あるサービスを提供する。学校をはじめとした地域施設と連携を深め、地域情報拠点としての図書館機能の強化を図っていく。そういった取組を進めることとしております。

また、今年度策定作業を進めている教育推進プランにおきましても、図書館機能の充実に向けた取組を盛り込み、図書館サービスの向上を図ってまいります。

その下、ビジョンの位置づけでございますが、図書館ビジョンは当然ながら、図書館法等の趣旨を踏まえるとともに、これらの上位計画、あるいはその他、関係計画等との整合性を図り策定するものであり、図書館運営の中長期的な取組を明らかにするものと位置づけております。

次に、右上の囲みを御覧いただき、上から5行目、ビジョン策定のメリットでございますが、四角で3つ囲って記載してありますとおり、ビジョンの策定によりまして方向性を明らかにすることで、効果的、効率的なサービスの実施が可能となる。また、2つ目の四角、取組目標の見える化が図れる。3つ目、図書館方針の統一的な取組を示すことで、館一体となって、ほかの計画と一体となって取組を推進することができるということで、挙げさせていただいております。

その下、ビジョンの考え方についてですが、当時、平成29年に区立図書館の在り方について検討した際に、中段の二重囲みの3つで記載してある江東区の目指すべき図書館像で、1、利用しやすい図書館、2、

生涯学習を支援する図書館、3、地域に根差した図書館を実現することを目指すということで記載をしております。

今回のビジョンはこの目指すべき図書館像を骨格とした上で、資料下段、(仮称)図書館ビジョン策定方針(案)の図の中の一番下に記載してある部分、例えば一番左上をいくと、ホームページ等の充実という記載があると思いますが、こちらの記載は全てたたき台として案として記載しているところでございますが、こういった実行すべき個々の取組、こちらを明らかにしてまいりたいと考えております。

なお、ビジョンの策定後は、ビジョンに定めた取組の方向性を推進するため、単年度の具体的な事業をサービス計画として策定し、実施をすることで、図書館全体でのサービス施策の向上を図ってまいりたいと考えております。

最後に、こちらの資料に記載はしていませんが、本年度はこのビジョンのほか、令和2年度をもって計画期間の終了となる第三次江東区こども読書活動推進計画の策定の年となっております。こちらのこども計画につきましては、学校、園や保健所、子育て支援施設等との協働で取組を進めることが必要でございますが、現在、コロナ対応等の影響により議論を深めるに至っていない状況であります。

そのため、こども計画につきましては、策定期間の延期等も視野に入れ、現在、検討を進めておりますが、先ほど御説明しました懇談会におきましては、こどもの読書活動推進のための取組につきましても、幅広く意見を伺っているところでございます。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑に入ります。よろしいでしょうか。

図書館サービス向上の取組を推進するというのは非常に重要なことで、これから世の中が変わっていく中で、将来を見据えていくことも大事ですし、図書館のニーズというのは依然高まってきていることもありますので、非常に重要なことかと思えます。

前回、既に懇談会が行われたということで、この懇談会のメンバーを見ても、広く様々な方の御意見を聞くという部分では、委員構成も非常に工夫されているかと思えますが、懇談会、前回行われた中で何か特徴的なことがあれば、報告願います。

栗原江東図書館長 懇談会では様々な意見が出されましたので、一部御紹介いたしますと、ホームページにつきましては、図書館は昨年10月に更新をしておりますが、こちらは使いやすくなって、イベントや蔵書も利用されているが、一つ、図書館に興味のある人にしか情報が届いていないのではないかと。情報発信の部分が不十分であり、利用しない人への情報発信の強化が必要だという御指摘。あるいは、学校等も含めまして、外国人の方が多く

なっているということもありまして、多文化サービスをもっと充実するべきという御意見。あとは、他の自治体では里山ツアーなどを図書館が企画して実施するなど、地域に根差した活動をしていると。そういったところで、まだ江東区としても工夫が必要なのではないか。あるいは、電子書籍、こちらを活用したらどうかという意見が多くある一方で、紙による蔵書を大切にしたいといった御意見がございました。

あと、単に本の貸し借りだけでなく、コミュニティの形成につなげていく取組、情報拠点としての、そういったところの取組を推進するべき。

こういった様々な御意見をいただいたところでございます。これらの御意見等を踏まえまして、内容を整理して、ビジョンに反映させてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長      ありがとうございます。  
いかがでしょうか。

進 藤 委 員      今、ほとんどの図書館が指定管理者になっているかと思いますが、指定管理者との連携とビジョンの策定の流れというのはどんなふうになっているか、教えてください。

栗原江東図書館長      まさに指定管理館と一体的に、図書館サービスの向上を図っていく必要があると考えております。そのため、ビジョンを策定した後につきましては、別紙の左側の中段のビジョンの位置づけの図にありますとおり、ビジョン策定後は毎年、これは中央館、我々と区の深川、江東も含めて、全ての館においてサービス計画ということで、ビジョンの実現に向けて今年はどういう取組をしていくかということをも具体的なサービス計画に落とし込みまして、図書館サービスの向上を図っていくといった構成になっております。

なので、ビジョンをつくることによりまして、ゴール地点、区と指定管理者が目指すべきゴール地点、優先的にどういう事業を推進していくか、こういったところが明らかになるとともに、それに向けた事業を推進できるものと考えてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長      よろしいでしょうか。

鈴 木 委 員      ビジョン策定ではなくて、一般の図書館の質問ですが、感染対策についてですけど、ほかの区の施設へ行くと、入り口で体温測定とかを結構やっています、マスクの問題とか、割と入り口に人がいらっしやってチェックしている部分があつて、気をつけなきゃと思うんですが、本

区の図書館はいらっしゃらなくて、すっと入れる形になっているんじゃないかと思うんですが、その辺は対策的にはどうでしょうか。

栗原江東図書館長 今、もちろんホームページ上とかで、そういった体調のすぐれない方は御遠慮いただくという形。あとは館内につきましては必ずマスクを着用していただく。なので、マスクを着用していない場合にはお声かけをさせていただきます。あるいは、1時間の時間制限を設けておるとともに、座席を間引いて御使用いただくといった形を整備しておるといふか、そういった形で取組を進めさせていただいている中で、安全管理を図れているものということを確認しております。

具体的な検温等については、今、実施する予定ではないんですけども、入り口には、混雑等をし始めましたら職員を配置して、必ず消毒液、こちらを使っていただくといった取組も進めておりますので、そのような中で安全管理をさらに図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

橋本委員 毎年、いろんなサービスをしていく中で、国会図書館の話が1回出たと思うんですが、多分、コロナでみんな、本を借りに行くのも怖いとか行きたくないとか、図書館から足が遠のいている方もいっぱいいらっしゃるんですけども、国会図書館って、皆さん御存じかどうか分からないんですが、すごいんです。行った途端に、本当にすごいんだなと思うような感じの場所なんです。江東区の図書館も僕、すごいと思うんです。だから、そういうすごさをもっと少しホームページで御紹介をしていったりとか、ホームページがすごいよくなったのを僕も拝見して分かっているので、例えば江東区の図書館はここと、ここへ行くと、国会図書館のこれが見られるんだよとか、もう少し具体的に、もっとアピールしてほしいと思うんです。すごいことをもっと入れてほしいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

本多教育長 ありがとうございます。ホームページについて今、ありましたけれども、私もホームページで検索をしたりしますけれども、非常に図書館のはよくできているところがあるので、懇談会でも意見があったということですので、興味のない方もうまくそちらのほうに、興味や関心がいくような形でというのは今後、工夫がすぐできることでもあるかと思っておりますので、うまく生かしていただければと思っております。

ほかについていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者声あり)

本 多 教 育 長      それでは、本報告を終了いたします。

                         それでは、以上をもちまして令和2年第7回江東区教育委員会定例会  
を閉会といたします。

                         ありがとうございました。